



# 一乗小だより

深く考える子  
進んで取り組む子  
思いやりのある子

福井市一乗小学校 第59号  
令和7年6月16日発行  
TEL 43-2024 FAX 43-2025  
E-mail : [itijo-e@fukui-city.ed.jp](mailto:itijo-e@fukui-city.ed.jp)

## 第1回 PTA 資源回収

6月8日(日)、令和7年度第1回目の PTA 資源回収が行われ、日曜日の早朝にも関わらず、多くの保護者の皆様に参加していただきました。地区内の古紙等を1つ残らず回収し、古紙回収業者のトラックに協力して積み上げていきました。また、子どもたちも参加し、何十袋分の空き缶を一生懸命に潰していました。これまでと同様に、資源回収で得た古紙等回収奨励金は育成会や PTA 活動において子どもたちのために是非活用していただきたいと思っております。ケガや事故等なく無事に活動を終えることができたへん良かったです。



ありがとうございました。次回は親子奉仕作業と併せて第2回資源回収を行います、その時も皆様のご参加をお願いします。

### 《資源回収について》

福井市では、資源の有効利用及びごみの減量による処理経費の軽減を図るため、市民で組織する団体が実施する古紙等の回収に対する奨励金を交付しています。その際、申請に必要な書類を市に提出し、審査完了後に奨励金が入ります。 ↓ 提出書類

- 1 申請書書類(団体用様式 1)  
※ 必ず毎年度の最初の申請時に提出
- 2 申請書書類(団体用様式 3)
- 3 申請書書類(団体用様式 4)
- 4 申請書書類(団体用様式 10)
- 5 団体規約または会則 \*PTA 規約
- 6 前年度(令和6年度)会計報告書
- 7 受入票 (古紙業者より発行)
- 8 計量伝票 (古紙業者より発行されたもの)
- 9 通帳の写し \*PTA 特別会計通帳



実施に向けて、各自治会へお知らせやポスターの作成掲示、回収トラックの手配、古紙回収業者への依頼、作業割り振り、当日の回収作業等、見えないところで多くのことを担当の方にしていただき、実施ができました。普段のお仕事で忙しく、人員も限られている中での今回の実施、感謝しております。ありがとうございました。

《一乗小 PTA 今年の活動計画》 \*市P連、県P連関係も含む

- 4月 PTA 総会 (済)
- 5月 第一回資源回収 (済) 学校規模適正化アンケート (済) 市P連総会出席 (済) 県P連総会出席 (済)
- 6月 アンケート結果公開(紙面)
- 7月 市P連研究大会
- 8月 一筆啓上・わが家の三原則作品募集
- 9月 溪流1号発行
- 10月 第二回資源回収 親子奉仕作業 県P連研究大会
- 12月 運営委員会
- 2月 PTAゆめ基金協力月間
- 3月 溪流2号発行 新旧運営委員会

昨年の PTA 花いっぱい運動で一乗チューリップ園が開園できました。ありがとうございました。今年も県P連の指定があれば、行いたいと思います。

# 自然災害等に対する備えについて(お知らせ)

福井市では、非常災害における臨時休業について、原則、各小中学校で判断することとしています。(学校教育法施行規則第63条による)。令和6年能登半島地震発生後、「地震等の災害に対する備えについて」お知らせしていましたが、お知らせから1年以上が過ぎ、昨日、本県も梅雨入りしたことを受けて、これからの季節に発生しやすい洪水・土砂災害等も想定し、今一度、自然災害等発生時の対応について確認をお願いしたいと思います。

下記のとおり、一乗小学校での対応についてのご理解、ご協力をお願いします。なお、本対応は足羽一中校区内においても情報共有しており、近隣の学校とも連携をとりながら対応に努めていきます。

## 《対応1》以下の気象状況時に臨時休業措置を検討します

- (1) 福井地方気象台から午前6時の時点で福井市に「特別警報」が発令された場合
- (2) 福井地方気象台から、午前6時の時点で福井市に「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」のうち2つ以上が同時に発令され、校区内がその状況にある場合
- (3) 台風の接近により、福井地方気象台から午前6時の時点で福井市に「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」のうち1つ以上が発令され、校区内がその状況にある場合  
\* 警報発令中であっても校区内がその影響を受けていない場合、始業時間を遅らせるなどの措置も考えられますが、以前からの申し送り(令和5年時)により、本校では臨時休業措置をとります。! 要確認
- (4) 大雪の場合は「大雪警報」が発令されていても、降雪量や積雪の状況を見ながら、判断します。
- (5) その他 上記に該当しない場合でも、通学時の安全確保が困難と判断した場合  
\* (2)~(5)のいずれの場合でも、通学路の状況によって登校が難しいと保護者が判断し、自宅待機とすることができます。その場合、出席停止扱いとします。
- (6) 下校について  
警報発令時には、通学路の状況を確認しながら、下校措置をとります。ただし、気象状況によっては学校にとどめ置く措置も検討します。

## 《対応2》地震に対する対応 \*R6.1.9 配付お知らせより再掲

地震発生時の対応について

- (1) 登校前の場合 震度5強以上の地震が発生した場合は臨時休業とします。
- (2) 登校後の場合 震度5強以上の地震が発生した場合、余震や津波情報に注意し、通学路の状況を踏まえ、保護者に引き渡すか学校にとどめ置くかを判断します。
- (3) その他 上記以外であってもその時の状況を見ながら対応するものとします。  
\* 通信手段は緊急メール(状況により電話)とします。

## 《対応3》武力攻撃への対応

- (1) 登校前、Jアラート等により、国民保護の情報が伝達され安全の確保が困難と判断した場合、臨時休業とします。
- (2) 登校後の場合は、情報に留意し、学校にとどめ置くか、学校以外の施設に避難させるかを判断します。その後の状況に応じて、保護者への連絡、引き渡しを行います。

## 《対応4》警戒レベル4「避難指示」が発令された場合

- (1) 登校前、市より警戒レベル4「避難指示」が出た場合は、登校を見合わせ、臨時休業措置をとります。状況によっては、始業時間を遅らせる措置も考えられますが、本校の申し送り事項により、臨時休業措置とします。! 要確認
- (2) 登校後の場合 情報に留意し、学校にとどめ置くか、学校以外のより安全な避難場所へ避難させるかを判断します。その後の状況に応じて、保護者への連絡、引き渡しを行います。

**! 要確認** → R5年以前に保護者様の意向から申し送られてきた事項のようです。現在も同様であれば、この対応を継続しますが、異なる点があれば学校までお知らせ下さい。

..... 切り取り .....

学校へのご意見や感想をお知らせください。

こちらからも可 →→→


年 名前

(無記名でも構いません)

